

静岡県立総合病院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成30年7月10日制定

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「病院」という。）は、研究活動及びその研究費の執行の不正行為を防ぐため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定める。

1 病院内の責任体系の明確化

公的研究費等の管理・運営を適正に行うための責任体系を明確にし、病院内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の作成・実施

不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運営体制を整備する。

4 公的研究費等の適切な運営・管理活動

適切な予算執行管理を実施するとともに、発注・検収業務について当事者以外のチェックが有効に機能するシステムの構築を図る。

5 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正使用防止に係る取組やルール等について、院内で情報共有するとともに、院外に対しても情報発信する。

6 実効性のあるモニタリング体制の整備・実施

公的研究費等の不正使用を発生させないために、病院全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。